

## はじめに

この度は、五日間の夢体験（高校生のための保育の職業体験事業）にお申込みいただきましてありがとうございます。

この事業は、大阪府社会福祉協議会大阪福祉人材支援センターと同協議会保育部会が連携し児童分野現場体験事業（大阪民間社会福祉事業振興基金事業）として運営するものです。

本事業では保育園や認定こども園の保育士などの仕事に関心を持っていただくこととともに、将来の進路を決める重要な高校生の時期に、職業体験で社会にふれる機会や「子育て・子育ちのすばらしさ」を知り、子どもと子育てに対する関心を高めてもらう機会とすることを目的としています。

保育士をめざされている高校生の今後の進路選択の一助となることを願っております。

### 「五日間の夢体験」のルール

- 体験期間は令和7年7月下旬から8月下旬までです。
- 1つの受入事業所での体験は、原則連続の5日間、1日につき6時間以上（休憩時間を含む）です。
- 各事業所が用意するプログラムを体験していただきます。
- 体験においては、事業所との雇用関係は発生しませんので、賃金は支払われません。
- 体験は無料です。ただし、**食費・交通費は自己負担**となります。
- 事前に検便等（自己負担）が必要になる場合がございますので、予めご了承ください。
- 体験終了ごとに**体験用紙を記入し、原本を事業所に提出**していただきます。
- 体験に臨む姿勢・態度に対して、事業所が体験を続けることが困難と判断した場合、中止・中断を求められることがあります。

## こんな体験ができます

5日間を通して、幅広いクラス（乳児から幼児まで）を体験することができます。

【参考例：乳児クラス】※具体的な体験内容は、受入事業所によって異なります。

時刻	プログラム	具体的な体験内容
9:00	室内あそび	人形などを用いて乳児と遊ぶ
9:45	朝のおやつ	おやつの補助
10:00	園庭あそび	園庭で水遊びの見守り
11:00	給食	給食の配膳、介助
12:00	お昼寝	背中をトントンしながら寝かしつけ
13:00	掃除	部屋とトイレの掃除
14:30	起床、遊び時間	絵本を読む、おもちゃで遊ぶ
15:00	おやつ	おやつの準備、片付け
15:30	振り返り	レポート記入・質疑応答
16:00	終了	

【参考例：幼児クラス①】

時刻	プログラム	具体的な体験内容
9:00	室内あそび	人形で遊ぶ、出席ノートのシール貼りを手伝う
9:15	朝の集い	出欠の確認、歌を歌う
9:45	食育	給食の食材に触れたり、話を聞く
10:30	プールあそび	園庭でプールの見守り
11:30	給食	給食の配膳や歯磨きの見守り
11:45	室内あそび	おままごとをして遊ぶ
12:40	お昼寝	絵本を読み、お昼寝に誘導する
14:00	掃除	プールの片付け、園庭の掃除
14:30	起床、おやつ	布団片付け、おやつの配膳と見守り
15:15	振り返り	レポート記入・質疑応答
15:45	終了	

【参考例：幼児クラス②】

時刻	プログラム	具体的な体験内容
9:00	室内あそび	園児と折り紙で遊ぶ
9:30	朝の会	自己紹介、出欠の確認
9:45	作品作り	壁面作りの手伝いをする
10:30	運動会の練習	園庭で一緒にダンスをする
11:45	給食	給食の配膳と歯磨きの手伝い
12:30	自由遊び	木製のおもちゃで遊ぶ、ブロック遊びをする
13:30	屋外遊び	砂場や遊具などで一緒に遊ぶ
15:00	おやつ	おやつの配膳、ごみ捨て
15:30	振り返り	レポート記入・質疑応答
16:00	終了	

## 体験の流れ

### STEP1 受入事業所と期間を選ぶ



### STEP2 高校の先生を通じて申込み

- ◆個人票（生徒用）を取りまとめのうえ、申込書（学校用）と一緒にご郵送ください。  
ご郵送いただいた個人票の人数分、「五日間の夢体験サポートブック」を郵送します。



※サポートブックが届いた生徒様は、ここからご参照ください。

### STEP3 サポートブック・決定通知の送付【6月中旬～下旬頃予定】

- ◆先生が生徒にサポートブックとオリエンテーション確認メモ（各生徒用）を配布。
- ◆裏面に記載の「注意事項」を先生と生徒で一緒にご確認ください。



### STEP4 受入事業所にて事前のオリエンテーションを受ける

- ◆決定通知到着後、高校の先生から受入事業所に連絡していただき、オリエンテーションの日時を決めてください。  
※持ち物、体験内容、検便の要・不要等、注意事項をご確認ください。



### STEP5 体験実施



### STEP6 体験用紙の提出

- ◆体験される高校生は、体験用紙をミシン目に沿って切り離し、必ず原本（記入分）を受入事業所に提出してください。※最終日に体験用紙のコピーを返却してもらってください。



### STEP7 修了証の発行【体験終了後】

体験された高校生には、受入事業所による修了証の発行を予定しております。

## 体験の際における注意事項

### 健康診断について

- ・基本的に診断書の提出は不要ですが、求められる場合もあります。その場合は、高校で毎年行われる健康診断をあてます。

※場合によっては、受入事業所から高校に問合せがあることをご了承ください。

### 検便等の検査について

- ・検便等の検査が必要になる場合、自己負担となりますので予めご了承ください。
- ・検便については、本来は乳幼児の感染を防ぐために必須とされていますが、各事業所の判断によります。
- ・オリエンテーション申込時に「要」「不要」の確認をしてください。  
▼「要(自己負担)」の場合は、必ず事前に提出期限を確認し、検査を受けられるよう学校の先生と相談して準備を進めてください。(オリエンテーション時に結果の提出をもとめる事業所もあります。)  
▼受入事業所によっては、提携している業者を紹介していただけることもあります。
- ・検便は、保健センターや臨床検査センターで取り扱っています。
- ・基本的には赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌の3点検査となります。(5点検査を求められる場合もあります。)



### あいさつが大切

- ・あいさつはコミュニケーションの第一歩です。訪問した時や帰り際には欠かさず行いましょう。
- ・職員から施設や体験内容の説明を受けたときや何かを頼まれたときなど、確認のため復唱し、しっかり返事します。
- ・常にていねいな言葉づかいを心がけてください。

### 体験中は事業所のルールを守り、職員の指示に従って

- ・職員の話をよく聞き、必要事項はメモを取りましょう。
- ・わからないこと、不安なことは、自分で判断しないで、まず職員に相談し確認してから行動してください。

### 身だしなみは清潔が大切

- ・身だしなみに気をつけて、清潔第一を心がけてください。
- ・髪を整え（長い髪はまとめて）、アクセサリーは、はずすなど安全で動きやすい状態で体験を行ってください。
- ・エプロンや衣類は洗濯した清潔なものを着用し、衛生面に気を配ることも大切です。必要な場合は着替えを持参します。

### 人と接するときのマナーを忘れずに

- ・体験中はマナーを守り、行動してください。体験者同士で必要以上におしゃべりをする、勝手に持ち場を離れるなどの行動は慎んでください。

## スマートフォンの使用について

- ・体験中、スマートフォンは必ず鞄等に入れ、持ち歩くことのないようにしてください。
- ・園や園児の写真を撮影するなど、カメラの使用は厳禁です。（見つけ次第学校に報告します。）

## ホウ・レン・ソウを忘れずに

- ・職員との関係では「ホウ・レン・ソウ（報告・連絡・相談）」を励行しましょう。
  - ▼任された業務が終了したら、必ず職員に「**報告**」しましょう。
  - ▼園児から何か想定外のことを頼まれた場合は、職員に「**連絡**」してください。
  - ▼体験の中で感じた疑問や悩みなどは、職員に「**相談**」しましょう。



## 健康・衛生面には十分に気をつけて

- ・新型コロナウィルス感染症等防止対策として、体験当日の朝に検温し、発熱(37.5℃以上)等の症状がみられるときは、体験を中止してください。また、手洗い・マスクの着用等にもご留意ください。
- ・普段とは異なった様々な体験を行い、そのストレスもあって体験中に体調を崩してしまう人もいます。体験中に身体の具合が悪くなった場合は無理をせず早めに職員に申し出てください。
- ・体験前に風邪を引いた場合などは、体験が可能かどうか高校の先生から受入事業所の担当者に確認してください。

«風邪ならびに感染症等の予防»

▼マスク着用

▼手指の消毒

▼うがい



## プライバシーを守って

- ・体験であっても、守秘義務は厳密に課せられます。特に体験からの帰路、その日に見聞きしたことを話題にするとのないよう注意してください。体験終了後も、体験中に知りえた情報を、口外してはいけません。



## 遅刻・欠席について

- ・病気や怪我、家庭の事情、交通機関の遅延等で、体験日に遅刻・欠席せざるを得ないことがあるかもしれません。その時は、高校の先生を通じて受入事業所の担当者に連絡してください。
- ・体験当日、高校の先生と連絡が取れない場合は、直接、体験者より受入事業所の担当者に連絡するようにしてください。

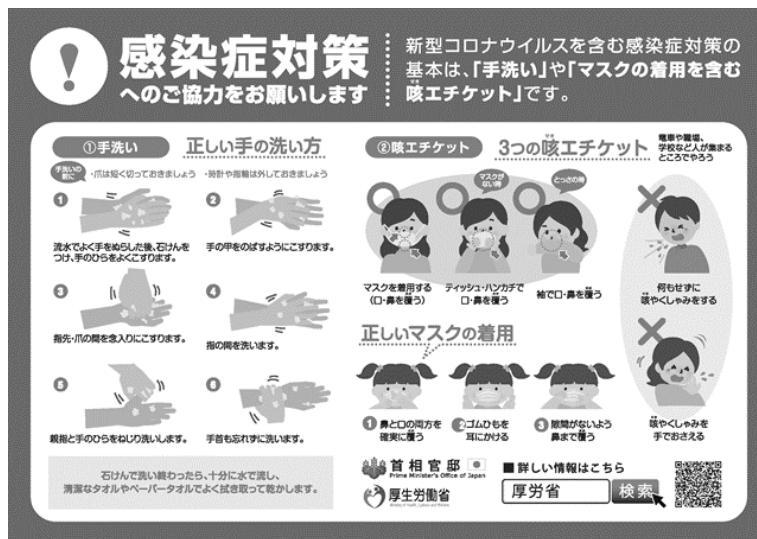
受入に際し、事業所（施設）は入念に準備されています。「高校生にどんな体験をしてもらうか」という打ち合わせにはじまり、「誰が体験の担当をするか」といった職員の調整や資料作りにいたるまで、皆さんによりよい体験をしてもらえるような様々な工夫をされています。

そのような中で、事前に連絡することなく無断欠席をされてしまうと、事業所（施設）への心証が悪くなるだけでなく、事業所（施設）に与える損害は小さくありません。

職員と園児の皆さんには、あなたが来られるのを待っておられます。遅刻・欠席の連絡は、速やかにしましょう。

## 種々の感染症等の防止対策として

- ① 体験当日の朝に検温し、発熱（37.5℃以上）等の症状がみられるときは、体験を中止する。  
(事業所によっては、体験前数日間の体温の計測が必要な場合もあります。)
- ② 体験前数日間で体調がすぐれない日があった場合は、受入事業所の担当者に確認する。
- ③ 手指の洗浄・消毒、マスクの着用を徹底する。
- ④ 体験中に身体の具合が悪くなった場合は無理せず、早めに職員に申し出る。



## 種々の感染症等の体験実施の判断について

体験実施につきましては、これまでと同様に体験希望者・高校・受入施設それぞれでご判断ください。  
現時点では当センターが、一律に「中止」等の判断を下すことは想定しておりません。  
中止判断された場合の連絡手順は、以下の通りとなりますので、よろしくお願ひいたします。

### ■ 体験希望者が判断した場合

体験希望者 → 高校の先生 → 受入施設  
↓ 当センター

※高校の先生と連絡が取れない場合は、受入施設のご担当者へ、直接連絡してください。

### ■ 高校が判断した場合

体験希望者 ← 高校の先生 → 受入施設  
↓ 当センター

### ■ 受入施設が判断した場合

受入施設 → 高校の先生 → 体験希望者  
↓ 当センター

## 本事業における傷害保険・賠償責任保険について

体験者には大阪府社会福祉協議会（以下、「本会」）にて傷害保険を付保します。

万一、事故が起こった場合、当センターにお電話ください（補償されるもの、補償されないものがありますので、詳細をお伺いします）。

### « 補償内容の例 »

#### < 傷害保険 >

対象となるもの	・職場体験中のケガ ・自宅と職場体験先への往復途上のケガ
対象外のもの	・体験中や往復途上以外のケガ ・食中毒（例：体験先の給食で、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒にかかった） ・熱中症 ・携行品の破損 など

※ケースによっては、保険が適用できない場合がございますので、ご相談ください。

#### < 賠償責任保険 >

体験中に体験者が、施設利用者、第三者にケガを負わせた・第三者のモノを破損してしまった場合は、受入事業者でご加入の賠償責任保険にてご対応いただくこととなります（現状、ご加入になられている施設の賠償責任保険で問題ございません）。

ご不明な点があれば本会総務企画部・保険事業グループ（TEL：06-6766-7377）までご連絡ください。

※本会の責めに帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、本会にて加入の賠償責任保険にて対応いたします。